

# ◎一般住宅にも住宅用防災（火災）警報器の設置が

## 義務付けられました!!

住宅火災による死者数が急増しており、特に死者の半数以上が高齢者で、死に至った原因の70パーセントは逃げ遅れとなつていきます。

このため、火災からかけがえない生命を守るため、消防法及び仁淀消防組合火災予防条例の一部が改正され、全ての一般住宅にも『住宅用防災（火災）警報器』の設置が義務付けられました。

- 【設置基準】
- 新築住宅…平成18年6月1日から設置が義務付けられます。
  - 既存住宅…平成23年5月31日までに設置が必要です。

- 【設置場所】
- 全ての就寝の用（寝室）に供する居室で、次の各部分に設置が必要です。
- ①平屋建の場合…寝室のみ
  - ②2階建住宅の場合…2階に寝室がある場合は、寝室と2階の階段
  - ③3階建住宅の場合…1階に寝室がある場合は、寝

室と3階の階段

1階及び3階又は3階に寝室がある場合は、寝室と1階及び3階の階段

④前述①～③に該当しない階で、7平方メートル以上の居室が5以上ある階の廊下（廊下が無い場合は階段）

※警報器は、寝室の数に応じて設置が必要です。

【住宅用火災警報器の概要】

○煙式で、天井又は壁に簡単に取り付けられ、音声や警報音で火災を知らせます。

○電池タイプとAC100Vタイプがあります。

○電池が少なくなると警報します。新しい電池と取り替えてください。

※購入するときは、日本消防検定協会鑑定に合格した「検定マーク」のあるものが安心です。



【基準の特例】

消防法令の想定していないような高性能で特殊な警報器や消火設備等が設置されている場合や、既に住宅用火災警報器と概ね同等の性能を有する住宅用火災（火災）警報器等、又はこれに類する機器が設置されている等の場合においては、適用が除外されます。

（適用除外とする場合は、事前に仁淀消防本部予防係に相談してください。）

◎悪質な訪問販売には、注意してください!!

市場価格を超えた高額で販売する業者や、消防職員を装って訪問し、粗悪品を押し売りするケースもあります。消防署員が住宅用火災（火災）警報器を販売することはありませんので、訪問販売には十分注意してください。

### 問い合わせ先

仁淀消防本部予防係  
☎893-3221  
全国フリーダイヤル  
☎0120-565-911

## 第32回

### 小路良吉旗争奪社会人軟式野球大会

期日

3月5日（日）・12日（日）

場所

いの町総合運動場野球場

主催

いの町体育

（伊野地区体育会）

参加資格

町内在住者又は勤務者又は小路先生の教え子で編成したチーム

参加チーム数

先着8チーム

申込締切日

2月17日（金）午後5時15分

提出先

までに申込書を提出すること

社会教育課

（伊野公民館内1階事務所）

☎893-2012

いの町天王南7丁目6-9

軟式野球部長伊藤豊隆宅

☎090-11003-3419

参加料

8,000円（抽選会の当日

持参のこと）

スポーツ保険は各チーム加入のこと

抽選

2月22日（水）19時からいの町立伊野公民館で抽選会を行う。

## お礼

虹工房の皆様から社会教育事業発展のために、善意のご寄付をいただきました。

社会教育課

いの町鹿敷 さくら病院

岡本和夫様から

故岡本静幸様香典返しとして社会福祉基金へ多額のご寄付をいただきました。

いの町

紙上をもちまして厚くお礼申し上げます。

礼申し上げます。